

國第四十三回  
參議院内閣委員會會議錄第九号

昭和三十八年三月十二日(火曜日)

午前十時二十八分開會

出席者は左の通り。

理事

○本日の会議に付した案件  
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

をして行なわしめるべきか、あるいは、公団、公庫、事業団等の特殊法人をして行なわしめるべきか、また、このような特殊法人を設立することが、行政の統一性と公正妥当性を確保する観点からはたして適當であるかどうか、なお十分検討する必要が認められることから、行政管理厅の意見は、

○千葉信君 大臣が来なければちよ  
と質問に支障があるという判断なんですが  
それども、それじやせつかく政務次  
官来ておられるのだから若干の御質問は  
だけしたいと思うのですが、労働省では  
は、労働省内における行政機構の問題  
に関して、行政管理庁のほうから、当  
労働省における労働問題懇談会等の――  
現在懇談会ですが、当時まだ労働問題懇  
懇談会が労働省の中に存在した当時、

ましたので、労働省といたしましては、三十六年にこれを廃止をいたしましたが、なぜでございます。で、労働問題懇談会におきましては、労働大臣の諮問に応じて答申をしたりいたしたような実績があつたので、行政組織法八条の審議会あるいは協議会とまぎらわしいといふ点がございましたので、今申し上げましたように廃止をいたしたわけですが、その後の労働問題懇談会といふものは懇談会とはだいぶ類似が異なつておりますて、日内といたしましては、

した疑惑の主と審美に取れて

○委員長(木山道雄君) これより内閣  
委員会を開会いたします。  
行政管理庁設置法の一部を改正する  
法律案を議題とし、提案理由の説明を  
聴取いたします。川島行政管理庁長  
官。

このため 行政管轄区分にあわせて  
は、今後このようない公団、公庫、事業  
団その他これらに類する特殊法人の新  
設等についての審査を行なうこととする  
ものであります。

以上がこの法律案を提出する理由で  
ありますが、何とぞ慎重に御審議の  
上、すみやかに御可決あらんことを切  
りに願ふ次第であります。

懇談会が労働省の中に存在した當時、行政管理庁のほうから、それに關する通牒が出たことがあります、御承知ですか。

○政府委員(松永正男君) 承知しております。

○千葉信君 その労働問題懇談会は、昭和三十六年九月二十九日に閣議で廢止が決定されたござりますね。

でございますが、その後の労働問題親睦会といふものは懇談会とはだいぶ異なっておりまして、目的といふ旨が異なつておなりまして、自由に話しましては、労使関係者が自由に話し合いをいたしまして、その際にまた政府も出席をいたしまして、ふだんから労使の間で十分に意思の疎通をはかり、その際に学識経験者等の意見も聞き取して懇談するというような場を作ることが労使関係の安定のために非常に大切である。

國務大臣

今回提案いたしました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、現在、行政管理庁が行なっている行政機関の機構の新設等に関する審査のほかに

審査は、都合により後日に譲ります。

○政 府 事 務 (松 井 正 美 様) そのとおりでござります。

ことが労使関係の安定のために非常に有効であるという考え方からいたしまして、労使が自由に話し合いをするという場を作りたいということをかねてねねね考えておったわけでござりますが、労働問題懇話会はまさにそういう自由な話し合いの場であるという考え方でござります。したがいまして、諮問会議もこのままおこなっておきたいと思います。

江蘇省立圖書館

アリバハにて山 がさよ

の敵を攻撃して田 が こ ま

この問題は、日本では「山」が「山」で、他の言葉で表すことはない。

（註）本圖之標題，系據《中華書局影印清人詩集》卷之三。

新規の開拓地で、開拓者たる農業生産者と、開拓地を所有する地主との間の問題が生じる。

この問題は、日本では「田舎者」としての偏見が強く、実際には、田舎者たる彼らの言葉や行動が、必ずしも問題であるとは思えない。

近時、国家的目的を達成するため、  
特定の業務を管む公団、公庫、事業団  
等の特殊法人が多數設置される傾向に  
あります。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○千葉信君 労働大臣はきょうお見えにならぬのですか。

○委員長(村山道雄君) 予算の一般質問でただいま質弁中なんであります。

○千葉修君　これは一閣議で廃止を決定された労働問題懇談会とどういうふうに違うのですか。

○政府委員(松永正男君)　労働問題懇談会につきましては、千葉先生御指摘のごとく、国家行政組織法八条との関係で疑問があるということです。

るとかいひたような、いわゆる審議会、協議会等とは性質を全く異なるものでございまして、名前とのおり懇話会であるという建前で運営をされておるわけでございます。したがいまして、懇話会に労使及び学識経験者から世話人会を自主的に選出をされまし

第一部分 内閣委員会會議録第九号

て、この世話人会でどのような議題でどのように話し合おうかというようなことを自主的におきめ願つて運営をしていただく。労働省はそれにつきましていろいろな事務手続等のお手伝い、雑用がござりますので、これを受け持つというような形で運営されておる次第でございます。

○千葉信君　だいぶいろいろ御答弁がありましたが、私の聞いている意味は、労働問題懇談会と労働問題懇話会とはどこがどう違うのかということを聞いているのですから、その違う点をはつきり御答弁して下さい。

○政府委員(松永正男君)　懇談会と懇話会と名前は一字違うだけでございま

すが、先ほども申し上げましたように、懇談会におきましては、たとえば最低賃金の問題とかあるいはILLO条約批准の問題というようなものにつきまして、懇談会としての意思決定を行なったというような実績がございましたが、いまして、これにつきましては事実上一つの機関としての役割を果たしておった点が率直に申し上げてあるわけでございますが、懇話会におきましては、そのような機能は全然期待もいたしておりませんし、また、そのような動き方もいたしております。その点が全く違う点でございま

す。

○千葉信君　重ねて聞いてもさっぱりこちの聞きたいと思うことを答弁しないようですが、仕方がないから私のほうから聞きますが、前の労働問題懇談会といふのは閣議決定で設置したの

であります。今度のやつはそうじやないでしょう。

○政府委員(松永正男君)　労働大臣

が、個々の委員につきまして懇談会の委員としてお願いをするということをいたしました。

○千葉信君　どこで決定したのですか。

○政府委員(松永正男君)　この前の懇談会もそうでしたら、今度の懇談会でも予算が年額七十万円程度計上されているようです。が、一回について座長格の者は千五百円、それからそれ以外のメンバーは三

十人いるようですが、これは千二百円ずつ会合ごとに支払つておるようですね。

○政府委員(松永正男君)　そのとおりでござります。

○千葉信君　大体あなたにこれ以上この問題で聞くのはどうかと思われる点もありますので、あらためてあとで大臣にお尋ねしますが、ただあなたに聞きましたが、いまのところは、公務員法によりておきたいことは、公務員法によりますと、特別職と一般職の職員以外の職員を行政機関の中に勝手に置いて、それに給料やないしはまた一切の有価物といえども支給してはならないといふ制限がありますが、これは国家公務員法の第四節、第六十三条、「職員の給与は、法律により定められる給与準則に基いてなされ、これに基かずには、いかなる金銭又は有価物も支給せられることはできない。」こうはつきりきまつておるのですが、一体労働問題懇話会の委員諸君といふのは特別職ですか、一般職ですか。

○政府委員(松永正男君)　労働問題懇話会の委員につきましては、予算上は

謝金を支払つております。したがいまして、これはいきさがございまして、懇談会当時委員手当を支払つたことがございますが、現在におきましてはすべて謝金を支払つておりますので、国家公務員法上の公務員ではないというふうに考えております。

○千葉信君　そうすると、労働問題懇談会の委員諸君、大臣の委嘱した諸君は、特別職でもなければ一般職でもない。したがつて、それは単なる礼金である。こういう解釈ですね。

○政府委員(松永正男君)　そのとおりでござります。

○千葉信君　國家公務員法によりますと、そういう謝金という名前のものも、これは法律上からいと給与もしくは賃金の一部といふ格好で出されるわけですが、そういうことはやつてはいけないことになっているのじゃないですか。

○政府委員(松永正男君)　謝金の性格でございますが、たとえば一般的に申しまして、ある講演会に講師として招かれた場合に、講師に対し謝金を払うというようなことはわれわれが講習会等を開催いたしました際にも行なつておりますし、民間等においても行なわれておるわけでございまして、これは公務員法によりますところの賃金、給料といふものとは、性格が全く違うものではないかというふうに考えております。一定の事業なりあるいは試験研究といったようなもの、あるいは先ほど申し上げましたような講演といったいふようなものは一切いけないという方針を出されたように承っております。

○千葉信君　そういうふうに考えております。

○千葉信君　そういう考え方には誤りがあると思うのです。一体、行政機関の中で、行政組織法によらないで、行政機関の一部に近いものを設置するということは、これは違法だというの

で、国家公務員法上の公務員ではないというふうに私は存しております。

○千葉信君　この第八条よく読んでごらんになればわかりますように、その委員会ないしは懇談会が、自分の意思を決定するとかあるいは諮問に応するとか応じないとか、そういうことで区分かれはつけていないです。行政機関の中に設けられ、行政の意思なり方針を決定するための間接的な機関であらうと、話し合いの機関であろうと、その行政機関の中に設けられるいかなる組織であると、それは一切この行政組織法に基づく審議会、協議会等にまぎらわしいものは、法律の根拠なくして設置してはならないという基本方針でございまして、それでは行政組織の解釈といつしましても、国家行政組織法八条に基づく審議会、協議会等にまぎらわしいものは、法律の根拠なくして設置してはならないという基本方針でございまして、それが行政組織法八条によりますところの協議会、審議会といつたものは何であるか。一つには、たとえば主管大臣の諮問に応じて答申をするような機関、それからまた、その審議会なり協議会といつてしまして、その機関としての意思を統一的に決定するような性格を持つた審議会、そういうものがいわゆる行政機関としての審議会であるということを言つておりますが、確かにまぎらわしくておりまして、これにまぎらわしくてありますし、民間等においても行なわれておるわけでございまして、これは公務員法によりますところの賃金、給料といふものとは、性格が全く違うものではないかというふうに考えております。一定の事業なりあるいは試験研究といったようなもの、あるいは先ほど申し上げましたような講演といったいふようなものは一切いけないという方針を出されたように承っております。

○千葉信君　云う。及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。この条文、どんな常識で読んでも、どんな高い常識でも、低い常識でも、この中からはそういう行政上

の意思決定とかなんとかいう区別は出でこないでしょ。諮問するとかしないとかいう区別は出でこないでしょ。要するに、行政機関の中に設けられた行政の意思決定以前の相談とか懇談とかあるいは話し合いのための機関であっても、そういう機関を置く場合には、行政組織法の基準によつて法律で設ける、第三条以外のいかなるものでも法律によつて設ける、こう規定しているのと違いますか。

○政府委員(松永正男君) ただいま御指摘の、第三条と八条の関係でござりますが、これは私もしろうと解釈になりますかと思ひます、第三条におきましては、いわゆる行政機関をきめておるわけ

でございまして、これに独任制の行政機関と、委員会形式の行政機関とあるのではなかろうかと思います。で、第

八条ではそういう委員会形式の行政機関のほかに、行政の執行に当たる機関ではないけれども、やはり機関として

諮詢的または調査的なもの、そういう

ようなものも含むのであるということを言つておると思うのでございます。

しかしながら、いずれにしましても、三條におきましても、八条におきましても、この単独のものであらうと委員会形式のものであらうと、機関であることにおいては変わりがないのではないか。で、機関であります以上、解釈いたしまして、そのものが委員会であるのは審議会、協議会というような名前を用いましても、その審議会として反復問題懇話会といふような名前を使つておりますが、この会といふような名前を使っておりま

した場合にも、その会としての意思、その会が機関として作用をするといふ

ようなものではなくして、この委員個々がお互に懇談をし合うということが目的であるというよろうに解釈

私どもは該当しないといふように解釈をいたしましておるわけですが、どうかと

○千葉信君 さっぱり答弁になつておらぬじやないです。この八条にい

うのは、これはどちらも書いてあるでしょ。諮問的なもの、あるいは

調査的なものであつても、結局、行政の

意思決定以前の、たとえば諮問とか、

ないしは、調査をしたその結論をそれを行政へ反映させていく、そういう組

織を持つ場合には法律による、そういう

規定でしょ。あなたのほうの懇談

会の場合、それとどこが違いますか。

労働問題について懇談をする、懇話をするといふこともありましょが、懇

話した場合、その話が労働行政の上に反映する、労働行政の一つの考え方の基

準になるのでしょ。そういう機関が設けられて、しかも、りつぱに予算も

計上されていて、その懇話会の論議とか話し合いといふものが、行政の上に

反映しないのですか、反映するのでしょ。また、反映させるために予算を計上して、そういうものを作つていい

のでしょ。そうなれば、これは労働大臣のプライベートの機関であると

か、私的な機関ということにはならな

いとかいう区別は出でこないでしょ。

要するに、行政機関の中に設けられた行政の意思決定以前の相談とか懇

談とかあるいは話し合いのための機

関であつても、そういう機関を置く場

合には、行政組織法の基準によつて法

律で設ける、第三条以外のいかなるも

のでも法律によつて設ける、こう規定

しているのと違いますか。

○政府委員(松永正男君)

ただいま御

指摘の、第三条と八条の関係でござ

りますが、これは私もしろうと解釈にな

るかと思ひます、第三条におきまし

ていわゆる行政機関をきめておるわけ

でございまして、これに独任制の行政

機関と、委員会形式の行政機関とある

のではなかろうかと思ひます。で、第

八条ではそういう委員会形式の行政機

関のほかに、行政の執行に当たる機関

ではないけれども、やはり機関として

諮詢的または調査的なもの、そういう

ようなものも含むのであるということを言つておると思うのでございます。

しかしながら、いずれにしましても、三

条におきましても、八条におきまし

ても、この単独のものであらうと委員

会形式のものであらうと、機関である

ことは変わらないのではないか。したが

いまして、たとえば労働労働

問題懇話会といふような名前で、こ

の会といふような名前を使っておりま

すが、かみしもを脱いで自由に話し合

うとするといふところに最大の眼目が置

かれております。したがいまして、そ

がお互いに懇談をし合うというこ

とが目的であるといふふうに解釈

がいしまして、会として統一意思を決定

するようなことがない。また、ねらい

が目的であるといふふうに解釈

がいしまして、会として統一意思を決定

する

がいしまして、会として統一意思を決定

の中に懇話会なら懇話会というものを法律で規定して持てというのが第八条なんです。つまりその責任の限界を明確にしておるわけです。そうしてそういう協議会とか懇談会とかもしくは懇話会といふ、その行政機構の中に働く職員は、一切特別職か一般職以外の職員はあり得ない。そうしてその協議もしくは懇談もしくは諮問を受ける等の第八条による機関の中で働く職員の中には、もちろん常勤の一般職の職員もあるけれども、非常勤の場合には非常勤の一般職の職員として公務員法上も給与法上も明確に規定されておる。そしてそこで働いている職員に対しては、一般職の常勤者の場合には給与法の規定するところによる。非常勤の場合にはそれでは給与法のほかなどと、そりでではなくちゃんと給与法にも一日三千円以下の給料を払え、非常勤の場合。そうして、はつきり規定して、それ以外の職員を置いてはならぬぞ、いかなる名目で金を払ってもいかぬ。金ばかりじゃなくて有価物も払ってはいかぬ。有価物も支給してはならぬ。そこまで規定してある。非常に明確でしょう。それをあなたたちのように、いやこれは詰問するんじゃないからとか、あるいは單に意見を交換するだけだとなんとかいう理屈をつけて法律を乱しているんでしょ。ところが、その懇話会のあなたたちの目的も、最小限度一たん事あるときには意思の疎通がなければ困るから、意思の疎通をしよつちゅうはかつておかないればならぬ。だからそのためにこういふ懇話会というものを設けて、ここで一日一千二百円の謝金を払ってときどき

会合してお茶飲み話なんかをしておくく、お茶飲み話ををしておいても、いざという場合には労働行政にプラスになるんだ。あなたのよくな返事ではそらでしよう、プラスになる。そういうことをやるのにははつきり責任を明らかにしておかなければならぬ。その労働省の職員の果たすよな仕事の一部をこの人たちは果たしていることにならぬ。また、あなたたちはそれを期待するからこういうものを設ける。行政警察庁があなたのほうに通知を出したのもそういう趣旨で、労働問題懇談会はこれはいかぬといって、あなた方はその言ふことを聞いて廃止をした。他の省は、総理府であろうと厚生省であろうと外務省であろうと、みんな當時、外交問題懇談会あるいは暴力犯罪防止対策懇談会と、同じようであつたいろいろな機関もこのとき廃止した。ひとり労働省だけ脱法行為といふか、私をして言わせれば実にずうずうしく懇談会と名前を変えてきた。閣議でこういふのはだめだといってやめた同種のものを、今度は省令で労働問題懇談会なんといつて、しかも予算も計上しておなさい。公務員法の関係もあなたたちの言うことは抵触してきておる。そういうわけのわからないものを置いて、たまに呼んでそれに謝金を払うとかあるいはお菓子を出すといふことまでは私は追及しませんよ。懇談会といふ機關を置いて予算も計上して謝金を出して、この点が公務員法に違反しておる。

○政府委員(松永正男君) 行政組織法八条との関係につきましては、お言葉ではございますが、われわれ考えておりますのは今まで申し上げたような考え方でございまして、抵触をしないと考えておるのでございますが、謝金につきましては御指摘のごとく、国家公務員が常勤のみに限つたものでなくして、非常勤の公務員もあり得る。委員につきまして、非常勤の公務員には委員手当を支給するということになつておるわけでございますが、予算の性状からいたしましても、謝金は委員手当とは別のものでございまして、先ほどの来例をあげて申し上げましたような、いわゆる雇用関係を前提としない外部の方々に對して、必要に応じて謝礼などを差し上げるという制度が存在することは事実でございます。したがいまして、謝金を差し上げておるから、国家公務員であって、いかなる有価物も交付してはならないということになるという点につきましては、そうならないというふうに、私どもは考えておるでございます。

なお、行政管理庁から労働省あてに参りました「懇談会等行政運営上の今合の開催について」という通牒の中にござまして、先ほど私が申し上げましたような組織法八条との関係につきましては機関意思を決定する問題、それから懇談会等を府令、省令、訓令等で制度的に規定することはまぎらわしいからやらないようにして書いてございます。懇話会につきましては、省令等の根拠でやつておるわけではありません。

○千葉信君 何の根拠で設けたのか。大臣の思いつきですか。

○政府委員(松永正男君) 大臣が個の委員にお願いをするということでお事実上の行為でやっているわけでございます。

○千葉信君 あとはこの問題については、私に官房長相手では困るので、臣において頼ってやりますから。私どうも今の答弁でだいぶ納得できよいかな問題がたくさん出てきましたから、あとで大臣に来てもらおう。

○鶴園哲夫君 炭鉱の離職者臨時措法の一部を改正して、その附則の第3項によって百八十六人、さらに、そほかに三名、ですから百八十九名の員が認められたというのであります。これが、これはこの法律の中で規定したのですか。

○政府委員(松永正男君) ただいま会で御審議を頼っておりますところ炭鉱離職者臨時措置法における一部正法案の附則に規定をいたしておりす。予算といたしましては、たまた御指摘の百八十九人につきましては、三十七年度の補正予算に計上してございます。

○鶴園哲夫君 そうすると、その百十九名というのは、今度の労働省設法の一部改正法の中に出でくるのか。

○政府委員(松永正男君) 今度御審をお願いしておりますのは、昭和三八年度の定員増でございまして、これは二百二十九名の増員でございます。したがいまして、三十七年度の補正予算との関連におきます法律改正で、一八十九人の増員を内容としておりま

法律案を現在御審議いただいているわけでございますが、それに加えまして労働省設置法の三十八年度に関する改正いたしまして、二百二十九人の増員をさらにいたしたいというのと、今回御審議を願つております設置法の内容でございます。

○鶴園哲夫君 そうしますと、この三十七年度の補正予算の中百八十九人ふえる、それは三十八年度はどうなのですか。

○政府委員(松永正男君) 三十八年度も、もちろん増員いたしましたのは引き続いて増員のままであるわけでございまして、それにプラス二百二十九ということになるわけでございます。

○鶴園哲夫君 そうしますと、この労働省設置法の一部改正の中に、三十八年度、今審議しておるこの中に出てきますか、この百八十九名というのは。

○政府委員(松永正男君) 現在の設置法改正の中には出て参りません。すでに炭鉱離職者臨時措置法の改正が実はこの通常国会に延びてしまつたものですから、重なつたような感じになるわけでございますが、三十七年度の補正予算関連として百八十九名、その改正案が、炭鉱離職者臨時措置法の一部改正の内容の一部として御審議を願つておるわけでございます。それにもさらに設置法だけの単独改正いたしまして、三百二十九人の御審議をお願い申し上げておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 そうしますと、この定員関係というのが、労働省の場合においては百八十九名についてはこの炭鉱の臨時措置法の中に出てくるというわけですね。

○政府委員(松永正男君) そのとおりでございまして、したがいまして、今御審議を願っております労働省設置法の一部改正の中の「第三十二条の表中二三、九一一人」を「四、一四〇人」に、「二四、一二八人」を「二四、三五七人」に改める。」という内容がござりますが、その二万四千百二十八人といふ現定員でございますが、現定員の中には百八十九人を含んだ数字でございます。

○鶴園哲夫君 現定員の中には、まだ法案が通っていないのに百八十九名というのを規定した、こういうのですか。

○政府委員(松永正男君) そういうことでございます。

○鶴園哲夫君 それはおかしいですね。

○政府委員(松永正男君) したがいまして、実際の経過といたしましては、先ほど申し上げましたように、炭鉱離職者の臨時措置法の一部改正のほうが先に終わって、そこで定員改正が行なわれ、かかる後に三十八年度の新しい定員改正が行なわれる。こういう順序になるわけですが、炭鉱のほうが時間的にずれました関係で、両方を同時に御審議を願うというような形になつておりますが、炭鉱離職者臨時措置法の改正と労働省設置法の一部改正と合わせますといふと、今申し上げましたように、百八十九人と二百二十九人と合わせた増員を行なうといふ内容になるわけでございます。

○鶴園哲夫君 今、官房長のお話ですと、現定員と言われている中にはこの百八十九名は入っているのだと、こうおっしゃるから、それじゃまだ整理し

ていいない人間を現定員の中に入れられるのはおかしいじゃないかと、こう私は言っているわけです。本来、定員と定員の規定すべきであるにかかわらず、この臨時措置法の中でも規定されるから逃げられないのは、官房長、労働省設置法の中にも規定すべきであるにかかわらず、この規定すべきであるにかかわらず、この

は、定員の規定が二重規定になつてしまふのですね。だからこういうことに

なるのじゃないですか。定員というものは当然炭鉱離職者の臨時措置法を出されるときに定員法改正を当然出し、労働省設置法改正を去年の臨時国会で出

さるべきだ。それをお出しにならなければ、こういうことになるのじゃないですか。

○政府委員(松永正男君) 炭鉱離職者の臨時措置法の一部改正の附則でいじつておりますけれども、法律といたします

では、労働省設置法の改正を補正予算との関連においてお願ひするという

ことになつておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 それはいつ出したのですか。

○政府委員(松永正男君) 国会に提案をいたしまして、これが流れまして通常国会に、ちょっとと具体的な期日は忘れましたが、非常に早い機会に、一番先に、通常国会の勢頭に出してございます。ちょっとと今何月何日か調べます。

○鶴園哲夫君 そうすると、それは、炭鉱離職者のこの問題は、この間の臨時国会に出たんじゃないですか。この間の臨時国会に出たならば、それと並行して労働省設置法一部改正を出して定員の改正を考えているというなりますよ。そうじゃなくて、前の通常国会に出した。これはおかしな話でありますよ。その他の労働保険審査会とかいうような関係法律、これの改正

は規定すべきであるにかかわらず、これを措置法の中に規定されるから逃げることになるのですね、設置法の規定が。そういう印象を受けるわけですよ。ですから、今お話を承ると、どう

もそこら辺があいまいですね。今私どもが審議しようとする現定員という中には、私どもは一ぺんも審議したことのない数字が出ているじゃないか、百八十九名という。そういう印象を受け

るわけです。ですから伺つているので

す。

○鶴園哲夫君 さつきの出ましたですか。

○政府委員(松永正男君) 先ほどから申し上げましたように、時期がダブつて参りましたので非常に誤解を生じや

すのでございますが、三十七年度の定員改正が百八十九人でございます。

○鶴園哲夫君 一月二十五日に労働省の設置法一部改正で百八十九名というのを出した、そしてなおとの同じ人員が百八十九名というのはこの間の十二月の臨時国会に出た、こういうわけですね。

○政府委員(松永正男君) 炭鉱対策を臨時国会で法案が通りましたから手を打つというのがわれわれの目標で

を打つというのがわれわれの目標であつたわけでございますが、御承知のような事情で炭鉱離職者臨時措置法等

の石炭関係法律が流れましたので、そこのとき出しましたけれども、通らなかつたわけでございます。したがいま

して、通常国会の早々にこれをもう一度提出したわけでございます。

○鶴園哲夫君 妙な措置の仕方です

ね。この一月二十五日は三十七年の一月二十五日で、三十七年の。

○政府委員(松永正男君) 三十八年でございます。

○鶴園哲夫君 三十八年の一月二十五日。僕は三十七年の、去年の通常国会に出されたと思つたが、ことし出されたのですか。

○政府委員(松永正男君) 今申し上げましたのは、三十七年度の定員というふうに申し上げましたので、三十七年度と言いますと、三十八年の三月まであります。それと三十八年度から増員をいたします分を単独の設置法改正でこれに追いかけまして法案を提出をいたしたというような事情でござります。

○鶴園哲夫君 さつきの出ましたか。

○政府委員(松永正男君) 先ほどから申し上げましたように、時期がダブつて参りましたので非常に誤解を生じやす

い定員改正が百八十九人でございます。

○鶴園哲夫君 一月二十五日に労働省の設置法一部改正で百八十九名とい

うのを出した、そしてなおとの同じ人員が百八十九名とい

思いますが、実情はそういうふうに

なつております。

○政府委員（松永正男君） 炭鉱離職者  
が。

臨時措置法の一部改正法案の附則にしたしまして設置法改正が出ております。

○鶴園哲夫君 ここに出さなかつたのですね、内閣委員会には。内閣委員会

には出きなかつたでしょう。

しましては、国会に提出をいたしましたわけでもございまして、これをどこの委員会で御審議にならうのかと二つ二ことで

つましましては、これは国会の問題でございまので、私どもの申し上げる範

○委員長(村山道雄君) ちよると速記  
田外でござります。

とめて。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ  
て。

ほかに質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度でござります。

本日はこの程度はどどきどき

○委員長(林山道哉君)　自治省の監査の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、こ

れより質疑に入ります。

久間行政局長、川合消防庁次長が出席しておられます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君　自治省は、今度の設置法改正で十七人、各省から見ると一番数の少ない増員なんですが、それはそれでいいんですが、この提案の趣旨の説明によりますと、固定資産評価制度の改正に伴う新しい評価基準の作成、消防防災事務の円滑な遂行となつておるんですが、固定資産評価制度、これは大きい問題ですが、どの程度自治省で作業が進捗しておるのか。その点ちょっと聞いておきたい。

○政府委員(大村義治君)　固定資産評価制度の改善につきましては、政府に設置されておりました固定資産評価制度調査会が昨年の初めに答申を出しておりまして、その後さらにその実施をはかるために中央に固定資産の評価の審議会を設けまして、現在具体的な問題につきまして審議を行なっている現況にございます。前の調査会の答申によりますと、新評価制度は三十九年度の課税に間に合わせるように準備すべきだという趣旨の答申がなされておりまして、政府といたしましては、その線に沿いまして、各資産ごとの評価の基準等につきまして、現在中央に設けられております審議会に付議をしておりまして、その線で現在検討を進めておりますという状況でございます。

○山本伊三郎君　これは地方行政あたりで深くいろいろと質疑がやられましたんですか、この内容について。

○政府委員(大村義治君)　この進行状況につきましては、地方税法の改正の審議等の機会にいろいろお尋ねがあったように承知いたしております。

○山本伊三郎君　この審議会設置のと  
きに当委員会でこれもいろいろ話を聞  
いたんですが、この固定資産、相当い

いろいろ問題があると思うんです。固定資産の基準について問題があることは知っているんですが、現在審議会に政府がある問題を出して詰問をしてやつておるのか、審議会独自のいわゆる創造といいますか、考え方で審議を進めておるのか、これはどちらですか。

○政府委員(大村義治君) お尋ねの前半、すなわち政府のほうでいろいろ具本の方針につきましては武田と申して審

ち、特に宅地のようなものにつきましては、従来よりも価格が上がるといふ可能性があるのではないかというふうに考えております。

○山本伊三郎君 この点につきましては、また別の機会にやりましょう。

○石原幹市郎君 ちょっと関連して言ふ。

今、問題で農地についてなど非常に将来税額が過重になるのじゃないか、非常に重くなるのじゃないかといふて、農家が今不安を抱いている向

それが多いので、これを修正して固定資産税の評価の基準にする必要がある。いわば修正して減額する。普通取引価格といわれておるものを見修正減額して価格を求めるべきである。こういうふうな点が特に指摘されておるわけでございまして、農地の評価基準を新しく設けるにあたりましても、そういう点に十分配意して参りたいと考えております。したがいまして、農地がむやみに高くなるというふうな心配はないのではないかと考へております。

○山本伊三郎君 それから増員の理由として、地方公務員の給与に関する事

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

る共済制度の問題ですが、私も仄聞しておりますと、この国会に出されるのじやないか、ということも聞いたのですが、その事情はどうなつておるか。○政府委員(佐久間謹君) お尋ねの地方関係団体の共済組合制度の問題でござりますが、附帯決議の御趣旨も体しまして、今国会に提案いたしたいという希望を持ちまして関係省と折衝も始めたのでござりますが、前通常国会当時と各省の御意見は変わつておりますので、政府提案といたしまして今国会に御審議を願うといふところまでは運んでいない状況でござります。承りますと、議員提案の形で進めたいという国会側のお話もあるよう伺つておなりまして、私ども技術的な御協力は担当の係官等で申し上げておる状況でござります。

○山本伊三郎君 この種法律は議員提案でもいいのですが、議員提案となると、いろいろ各党、特に与党内部の調整が必要だと思ひます、政府提案に踏み切るわけにいかないですか。

○政府委員(佐久間謹君) いろいろ努力はいたしたわけでございますが、政

府内部の意見調整は非常にむづかしい状況でございます。

○山本伊三郎君 それを聞くとよくわかるんですが、大蔵省あたりにもい

いろいろ聞いているんですね。これによつて國の予算はどれくら見積もつておられるんですか。

○政府委員(佐久間謹君) 私どもの最

初考査ました當時におきましては、他

の農業団体あるいは私立学校共済等と

同様に、一定部分國の負担を考えて

おつたわけでございますが、この点は

非常にむづかしい状況でござります。

○政府委員(佐久間謹君) 実はこの制

度の対象にどの範囲の団体を加えるか

それによりまして計算も違つてくるわ

けでございまして、ただいましかとは

申し上げられません状況でございま

す。

○石原幹市郎君 この自治関係団体職

員の共済制度については、自治省は特

別の形で、共済制度をやらせることに

ついて、自治省の信念は、そのほうが

やはりいいという考え方を持ってやつて

おられるんですか。

○政府委員(佐久間謹君) 私どもはこ

れが実現を期したいと考えているわけ

でござります。

○石原幹市郎君 反対しているとい

う省ですね。いろいろ議論している、抵

抗しているのはどこですか。

○政府委員(佐久間謹君) どうも政府

部内のことござりますので、申し上

げかねますが、社会保険、年金関係の

厚生年金の制度を充実するという方向

で解決すべきであるという、非常に強

い主張をされております。

○政府委員(佐久間謹君) 關係職員の數が、約

四千人ぐらいということがいわれてお

ります。厚生省その他で、少し人数が少

ないじやないかとか、いろいろ議論

をしておるようですが、自治省として

おられるのですか。

○政府委員(佐久間謹君) 最後に、両院で附

議までついているのだから、ひと

つ、院議を尊重して、われわれも強力

に院議尊重のあれをやりますが、自

治省としても、地方公務員に全く準じ

た性格の職員で、同じような仕事を一

生懸命にやつてゐるのですから、もう

少し、自治省として、間に入つて、推

進を積極的にしてほしいうことを

要望しておきます。

○山本伊三郎君 それじゃ行政管理局

長が出られましたから、自治省のほう

は待つてもらつて、山口局長にお尋ね

したいのですが、実は、行政機関職員定

員法が廃止され、各省設置法によつ

て定員を増減するということになった

のですが、先ほども、労働省設置法の

問題でいろいろ問題が出たのですが、

行政管理局として、各省の増員の場合

に、あなたのほうで相談を受けて、何

か調整するわけなんですけれども、

やっておられますか。

○政府委員(山口一夫君) 各省の増員

の場合は、行政管理局設置法に基づき

ます行政管理局の所掌事務といたしま

して、定員の審査を行ないます。そ

審査によりまして、各省と御相談し

て下さい。

○山本伊三郎君 ちょっと速記をとめ

て、各省とも、それぞれの法律を出さ

れるということになつております。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめ

て。【速記中止】

○委員長(村山道雄君) 速記つけて。

○山本伊三郎君 そこでまた自治省設

置法について、僕の質問だけ終わりま

すが、先ほど地方関係団体について聞

いたのですが、石原理事事が言われまし

たが、これは私からも、特にその点

は、強く要望しておきたいと思いま

す。

なお、こういうことはできないかと

思ひますよ。もうこの六団体の関係

職員とか、若干公職を離れている人は

別として、その固有の地方団体に属し

て今までやつておったものが、この法

律施行によつてはずされたといふもの

がおりますね。一つの例を申しますと、

いわゆる健康保険組合の除外団体職員

の場合に、それが新しい共済に入れば

それではございませんが、その数はわ

かっておるのですか。

○山本伊三郎君 それは、あなたのほ

うの所管でないから責任のないと言わ

れるかも知れませんが、その数はわ

かっております。

○政府委員(山口一夫君) 政令定員

も、やはり定員として、行政管理局の

運用によつて、今まで受けおつた既得

権が、全然剥奪されたといふことで、

非常に困つてゐるところがあるのです

が、こういう人だけでも、これは一つ

の運用で認められるのじゃないかと思

うのですがね、今の地方公務員共済組

合法によつて。その点はどう考えてお

られますか。

○政府委員(佐久間謹君) 地方公務員

共済組合法におきましては、先生御承

認のように、共済組合の職員は公務員

とみなしまして、この制度の適用を受

けるようにいたしておりますが、健保

の職員につきましては、そのような措

置はいたしておりませんので、運用で

そのようなことをするということは、



○山本伊三郎君 これでもう一つ、まあこの問題以外にもう一つ尋ねておきますが、あの法律が成立するときに、私は最後に、地方行政委員会で篠田大臣にもはつきり言質を得たのですが、御存じのよう、国家公務員の共済組合は何千という——何千とはいわぬが、相当多くの組合が一つに統一をした、しかも今まで施行されておる状態が各地で条例でまちまちである。そういうことからこれを統一したのだから、その運用上相当長い期間その調整する期間があるので、無理をせずに徐々に統一するよう調整するようにという言質を得ておるのですが、その後これを実施されてみると、なかなか無理をされてしまう。そこで私は聞いておるのです。それで、その点私遺憾だと思うのですが、この点ひとつ具体的に、まあここで言うと時間がかかりますから言いません。これだけ言うとおわかりだと思うのですが、やはり各組合また地方の実情といふものに十分勘案をして、徐々にこの法律の建前に調整統一するよう運んでいただきたいと思うのですが、この点ひとつ抽象的ですが、この機会にひとつ聞いておきたい。

○政府委員(佐久間彌君) 先生から御

指摘をいただきました事実も私ま

二、三承知もいたしておりますが、ま

あ私どもいたしましては、先ほどお

述べになりましたような気持でやつておるわけでござりますが、係りが大ぜいの組合を相手に仕事をいたしております関係で、いろいろ話の仕方なり何点もあるうかと思つておりますが、

氣持いたしましては、ただいまおつ

しゃいましたような気持を持ちまして

よく相手側にも御了解をいたしました

が、御了解をいたしました。

私が今まで施行されておる短

期の掛金の割合率の変更の問題。法律

は十年で一応折半に持つていけとい

う趣旨ですが、御承知のように、今健

康保険では相当割合が使用者が多く、

被保険者が非常に割合が少ないとで

運用していくおったが、それが急速

に折半になると、毎月引かれる掛金が

大きめで大きい打撃になる。自治省と

しては、それは法律によるのだから、

その趣旨に従つて早く折半にしようと

いう意向だけれども、法律の精神が十

年という期限がついておるのだから、

やはり十年というものをめどにして

徐々に折半しなければならないと思

う。われわれは、もともと法律審議の

ときにも反対したのですが、通つた以

ては法律に従うという意味におきまし

て、その運用上の調整といいます

から、考え方というものは持つてもらわ

なくちゃいけないとと思うのですが、こ

の点は特にひとつお願いしておきたい

と思います。

それから小さいことです、この場

点わかりました。

○山本伊三郎君 大体それで一応その

点わかりました。

○政府委員(川合武君) 現在、消防団

は全国で百五十四万人でございまし

て、おおむねの市町村が消防団を持っ

ております。もっと具体的に申します

と、現在四百四十一の市町村が消防本

部、消防署、いわゆる役人の消防でございません。

○山本伊三郎君 交付税で見ておられ

る、その積算の基礎となる額はどのく

らいですか。

○政府委員(川合武君) 出動手當につ

いて、その他の三千ちょっとになります

が、の市町村が消防団だけでやっています。

消防本部、消防署を持つております市

町村のほとんど全部が、消防団を併置

いたします。以上の状態であります。

○山本伊三郎君 この三千程度の消防

団を持っている市町村の運営ですが、

これは義勇消防団員といふのですか、

これらに對しての給与はどうなってい

るのですか。

○政府委員(川合武君) 紙写につきま

すものですから、若干の給与と申しま

すが、若干の報酬、それから若干の出

勤手當、こういうものを各市町村でい

たしておりますし、また、交付税でさ

すものですから、若干の給与と申しま

すが、もちろんそれからおくれたからあ

と受けつけないとかなんとかいう扱い

はいたしておりますんで、できるだけ

その辺は無理のないように注意をいた

しておるわけでござります。

○山本伊三郎君 大体それで一応その

点わかりました。

○政府委員(川合武君) 交付税の場合

の措置をいたしております関係と、私ど

ものほうも、事実上の問題といたしま

して、あまりアンバランスであること

もいかがかと思いまして、できるだけ

歩調の合うようなふうなことを希望い

ます。たしかに、消防団だからとい

うと思うのですが、その点どういう実

情ですか。

○政府委員(川合武君) 率直に申しま

して、ただいまの待遇の問題もござい

ますし、また、それ以上の、現在の市

町村の様子が昔の農村地帯、農村専門

の時代と違いまして、非常に変わつて

参りましたもので、勤め人が多いとい

うような関係もございまして、消防団

の問題につきましては、私どももさうにこれの十分なる検討をいたさなければならぬというふうに考えております。

なお、ただいまの処遇の問題につきましては、手当、報酬の問題、それからその他の万般を含めまして、根本的な考え方をいたしたいということで、目下一生懸命検討中でございます。

○山本伊三郎君 それから次に救急車の問題ですが、これは現在救急車を持っているのは、これはほとんど大きい都市だと思います。どの程度あるのですか。

○政府委員(川合武君) 救急車は、現在は御承知のように、法律の制度でございませんで、事実行為といいますか、市町村のサービス的と申しますが、行なっております。もともと現在参議院で御審議をいたしております消防法の改正で今般一定の都市につきましては、これを制度化したいということです。大体百二十台であります。この数急車の数はおおむね二百二十台でございます。

○山本伊三郎君 この救急車は法律で規定されておらないというのですが、これはもちろん地方交付税の積算の基礎となつておるのでですね。

○政府委員(川合武君) まだ完全になつておると申せないのでございますが、不正確な言ひ方で恐縮でございますが、一部分なつております。

○山本伊三郎君 そうすると、もし消

ちろん地方交付税の対象としてやることになるのですね。

○政府委員(川合武君) お話のとおりでございます。私ども今御審議を參議院でいただいております消防法の改正は、これを法律が通りました後、来年度から救急車を制度化するということになっておりますので、財源措置は来年度からでございますが、自治本省のほうと私のほうとは内輪でございますから、内々話を進めておりまして、財源措置をいたす予定でございます。

○山本伊三郎君 救急車については近代的な交通状態、また、都会生活の実態から言えば、もうもちろん必要なことで、法律の改正を出されたのです。当が、私はいいことだと思うのです。当委員会の対象の問題じゃないのです。これが参考までに聞いたのですが、救急車の必要性が認められてきているのですから、どういう程度に私は考えられておりかわからぬのですが、これに對しては、政自体も相当地を入れなくてはならぬと思うのですが、現在消防法の改正を出されておるので、これに五百五十八ですか、全部の市に大体そぞうものを置くという、また、町村にも考へるという構想でおられるのであります。この点は、やはりおらぬといふことです。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありませんか。——御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(村山道雄君) この際、都合により先刻質疑を次回に譲ることになりました労働省設置法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。通告がありますので、これにより質疑を行ないます。

○千葉信君 山口管理局長にちょっとお尋ねしますが、先ほどの委員会でも、労働省設置法の一部改正案に關連して起こった問題ですが、昭和三十六年に行政府内に設けられた各種懇談会、法律によらない懇談会ですが、たとえば外交問題懇談会だと、輸出懇談会等の運営につきましての注意を喚起いたしました。法律違反にならぬよう措置をとらしています。

○千葉信君 その労働省内にある労働問題懇談会の存続していることを御承認かと聞いています。問題懇談会の存続していなかったことは、行政管理庁といたしましては、三十一年の九月二十九日に開催でただいま申し上げたような趣旨でこれを廃止す

が、いずれにいたしましても十万以上の市に置く予定でございます。

それからおつけ加えまして恐縮でございますが、先ほどの救急車の問題につきましては、交付税の財源措置以外にも私のほうの国の財源措置と申しますが、起債その他につきましてもさ

らに努力いたしたいと思っております。起債その他の他につきましてもさは当然責任もあるらしく、監督もしなければならない立場にあるはずで、当時の本委員会の論議については行政管理庁も同様の見解のもとに先ほど申し上げたような措置を講じたのですが、労働省に今存続している労働問題懇談会と

いうのは、まさにその労働問題懇談会の換骨奪胎したものであって、論議の対象になることは当然だし、行政管理

課の存在は十分に規制していくしかねばならないはずなんですが、これは山口さんにしては前任者のときの問題ですか、あなたこういう懇談会の存続していることを御承知ですか。

○政府委員(山口一夫君) 国家行政組織法第八条に規定されおり調査会、審議会に類するものが法律によらずして設置されるということにつきま

しては、先生のかねての御指摘もございまして、行政管理庁といたしましては、三十六年の四月に各省庁にこの種の懇談会等の運営につきましての注意を喚起いたしました。法律違反にならぬよう措置をとらしています。

○千葉信君 その労働省内にある労働問題懇談会についての御承認かと聞いています。問題懇談会の存続していることを御承認かと聞いています。問題懇談会の存続していなかったことは、行政管理庁といたしましては、三十一年の九月二十九日に開催でただいま申し上げたような趣旨でこれを廃止す

ることに決定をしましたのが、今日労働問題懇談会と名前を変えて依然として同様の機関が労働省内に存続されております。

それからおつけ加えまして恐縮でございますが、これは行政管理庁とし

ては、こういう行政組織の状態に対してはその法律による組織というふうには認めしておりません。第八条による組織の設置につきましては、行政管理

庁のほうに協議がございますので、協議の際にその内容を検討いたしました。たとえば、本件の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○千葉信君 どうもりっぱな答弁じゃなければなりませんが、これからは、たとえば、本件の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありませんか。——御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○千葉信君 どうもりっぱな答弁じゃなければなりませんが、これからは、たとえば、本件の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○政府委員(山口一夫君) 調査会、審議会につきましては、隨時その状況の報告をとっています。それによりまして最近は、三十八年の一月二十日現在における各省庁のこれらの機関についての状況をつかんでおります。その報告の中には載つてきておりません、ただいま御指摘の懇談会は。

○千葉信君 報告はどういうふうになつて報告されておるか知りませんが、労働省内にあるこの組織は、行政組織法の八条に抵触する存在ですよ。

○千葉信君 前の懇談会と違うところは、閣議の決定ではないという事実がさつき説明しました。しかし、行政組織の一環であ

ことは間違いないということについて、私は先ほどの質疑応答で確信を深めました。諮問をしていないことや、諮問に応じるための結論を出したり、行政方針を決定するなどということについてはやつてないという答弁でしたが、最低限度、何か労働問題に関する問題があるときには、こういう組織を置かないよりも置いたほうが意思の疎通がはかられて非常に便利だ。つまり、その点ではこれは非常に譲歩しての話ですが、非常に譲歩しても、最小限そういう行政行為なり、行政意思にとってプラスになるという事実は、答弁するならばつきり答弁して下さい。そうなりますと、国家行政組織法によつてはつきりと国の行政機関はどうなくちゃならないかということを規定いたして、おのおのの責任と所掌事務の範囲を明確にして、そうして系統立つた、そしてそれがお互に関連した状態で行政の円滑な遂行を期すという組織法の精神からいうと、やはりそういう行政上プラスになると考えて予算も計上し、謝金という言葉を使っておりましたが、私はこれを賃金とみなしますけれども、そういうものを支払つておる。まさか労働大臣の全くの私的な個人の趣味で設けられたものとは違つて、懇話会という組織形態をとつて、そして今年度も七十万円の経費も何ほどか使用しておる。そういうことになりますと、組織法ではつきりと規定した基準がここでくずれてくれる。一体なぜその懇話会の必要があつたら、組織法第八条の命するとおりに、法律でそれを規定しようといふ行動に出なかつたのか、私は非常に疑問に思つのです。いずれにしても、現在

やつてゐる行為はまさに脱法行為であ  
り、しかも、閣議で廃止を決定したも  
のを、今度は労働大臣限りで設置し  
た。省令でやつたのかと聞いたら、い  
や省令でもございません。何か労働大  
臣が自分の小づかいでもくれたような  
顔をして労働問題懇話会に三十何人の  
のだとは思わなかつたから、だから、  
委員を並べた。こういう事実に対して、  
いや報告を聞いたけれども、その報告  
では、別に第八条に抵触するようなも  
のだとは思わなかつたから、だから、  
そのままにしておいたと言われるけれ  
ども、これは私は、國家行政組織法に  
対して行政管理庁が責任を持ってこの  
法律の施行に当たらなければならぬ  
という立場からうと、無責任もはな  
はだしといいます。しかも、今聞け  
ば、ぬけぬけと、その事実も知らな  
かった、法律に関連するものでもない  
というふうな答弁を簡単にやられると  
いうことは、私は行政管理庁の責任も  
問わなければならぬことになると思い  
ます。検討は加えられなかつたのです  
か。

う組織が運営のいかんによりましては、非常にむずかしい問題ですが、第八条に規定すべき、國の法律によつて規定すべき審議会、あるいは調査会等として活動すべき実体を持つよなにとが、やり方によつてはあると思いまして、法律によらないものについて、単に大臣が人を広く集めて話を聞くだけの、こういう程度のものであれば、これは行政を担当される大臣として、そういう方法もあり得ると思うのであります。ただし、法律の規定もございまして、こういうまぎらわしい形式で、ある程度継続的に、たとえその懇談会自体のいろいろな意見がそのまま行政機関に反映し、あるいは一つの懇談会としての意見ということになります。オーライズされると、いふことはないにいたしましても、こういう形式の懇談会が第八条の機関とまぎらわしいと、またその間に混淆を生ずるおそれがあるというので、行政管理厅といたしましては、いわゆる懇談会等につきましては、第八条機関との混淆を避けるために、また二回第八条機関の存在をはっきりさせるという意味におきまして、このような形式において懇談会等を設けることは適当でないといふ考え方は從来持つております。また、この考え方からいふ形で昭和三十六年以來、各省府廳等に対しまして行政管理厅のほうの意見を述べております。そういうまぎらわしい形式で存置されるということにつきましては、適当でないと考えます。

あるということを知っていて、今日で労働問題懇話会の組織なり運営の状況等について無関心ではおらなかつはずです。知っていなければならぬし、また、知っていなければならぬ立場で行政管理庁は置かれていると云う。そういう立場で行政管理庁は、この労働問題懇話会をどう把握しておられるか。これは私は、大臣が自分の行なうために自分の知識を豊富にするためにだれかに集まつてもらって話を聞いたとか、その人たちに茶菓を供應したとか、そんなことを問題にしているんじゃないのですよ。常設の機関としては、しかも、前に問題になつた労働問題懇話会が、これがいかぬというので開設で廢止をされた後に、名前を変えて、ただけで、しかも、開設も政令も省令も根拠なしに、労働大臣は同じものをやつていてる。たとえ答弁としてはそれが詰問はしなかつたとかなんとか言ふでしょう。こういう組織を持つことがいいかぬというのが、国家行政組織法をきめた理由でしよう。その国家行政組織法に対して責任と権限を持つていて行政管理庁が、今までこの問題を看過したとは思われないし、報告も現に受け取つておるし、その報告について疑今も持たなかつたとは、前からの経緯を見ても、私は言わしておけないと申う。そういうことまでひとつはつきりと、この懇話会に対する管理庁の見解を明確にしてもらいたい。

じような機能を當むものでなく、たゞ単に会合して意見をその場で聽取する程度のものにすぎない、といふに解せざるを得ない。また、そうでない場合には、私のほうは国家行政組織法第8条による機関にするか、あるいは認めないか、いずれかでございます。法律外にある機関であつて、しかも、法律に抵触しない単なる会合と解するよりはかない。

○千葉信君　どうもこの国家行政組織法の主管官としての資格を疑わざるを得ない答弁ですね、今の答弁は、あなたはその大きな根拠として、たとえば審議会とか委員会といふ、そういうことを言われますが、これは何もそういうふうに限界を設けている条項じゃないです。第三条以外の委員会もしくは審議会形式等による諮問的もしくは調査的なもの等という範囲の広い条項なんです。そうなれば、一体どこにその基準があるのかといえば、これは諮問をするとか、調査をするとかいう、そういう限界を持った内容ではなくて、諮問機関であつたり、もしくは単に調査等にとどまる、調査の答申等だけではなく、そういうたぐいの第三条以外の、行政権を持った委員会以外の一切の委員会、一切の附属機関、こうならなくちゃいけないと思う。そうなつてくると、一体どこに基準があるかといえば、政府の行政行為の参考になり、もしくは基準を決定するための基礎となり、あるいはその意見決定の根拠になる等の広範な意味をさすものと解釈しなきゃいかぬのですよ。したがつて、そういう行政上プラスになるような機関の常置については、これは單にある日突然大臣が平ひで可びしかり人

の意見を聞いたとか、懇談をしたとかいうのと違って、そういう機関を設け、しかも、それによって行政上プラスになり、そのため予算も計上し、委員も委嘱している、こういうことになると、あなたの言う詰問的もしくは調査的なものでないから、なんという、そんなことは理由にならぬです。

生のおっしゃるよう、第三条以外の機関に属するものと、その機関の範疇に入らないものとあると思うのであります。が、その機関の範疇に入るのがどの限度までかということにつきましては、非常に境界の説明がむずかしいのです。ただいてお話を聞くと、いうような会議もありますが、最後に、その機関の範疇に入らないものといたしまして、ただ単に大臣がその場限りで集まつて、ただいてお話を聞くというような会議もあると思う。その会合を最後の限度にいたしまして、それ以外第三条との間にに入るものです。されば、当然法律によりまして明確に規定をしなければいかぬと思つております。ただ、ただいま御指摘の労働問題懇話会につきましては、私のほうで一月二十日現在におきまして、各省庁の八条機関の調査をいたしました際には、その調査の中には、調査のリストには載つてきておりませんので、したがつて、非常に形式的な言い方でございますが、労働省としては、第八条機関でないといふうに解して運用しておられるのであります。もし、第八条機関でなくて運用するのであれば、単なる会合であつて、その場限りいろいろ御意見を聞かれて、またその場限りで終わると思います。しかも、個人々々の御意見をただ

集まつて便宜一ヵ所で聞かれるという程度のものとしか、私のほうとしては認め得ないのです。しかし、この労働問題懇話会がどういう実態で、またどういう運用をされておるかといふことにつきましては、はなはだ恐縮でござりますが、今その実態を明らかにいたしておりませんので、一応状況を調べまして、その上で判断をしていただきたいと思います。ただ単なる会合というものが、一つの組織でなく、単なる会合というものはあり得ると思うのであります。それに入るかどうかという問題があると思います。それから同時に、懇話会あるいは懇話会、その他名称のいかんを問わず、第八条機関として設置さるべきものとの混濁の生じやすいものにつきましては、そういう混淆を避けってくれ、単なる会合であるということのはっきりするような方法で会合していただきたいということは、行政管理庁としてはかねがね申しておりますので、労働問題懇話会は、私のたどいまの考えでは、そういうものであろうと考えておりますが、実態を調査いたしました上で、あらためて判断をいたしまして、措置をいたしたいと考えております。

うことの意思を表示して、しかも、その結果については絶えず責任を持つていなければならぬ行政管理庁の立場としては、そんな答弁では国会を通りませんよ。それに今、あなた、疑問の点があればこれから調べるなんということを言いますけれども、まあそれはそれであなたのほうで調べるものもけつこうですが、この委員会で論議の結果明らかになつた点について、あなたはどう思ひかということを私は聞かなきやいかぬと思う。それは、この労働問題懇話会といふのは三十六年に開議の決定で廃止になつた労働問題懇談会の換骨奪胎であり、なるほど政令や省令で設けられたものではない。しかし、労働大臣としては労働行政上必要があつて設けている機関である。いいですか。ただ、しかし、その内容は、さっきの答弁では、これは諮問したり、調査をしてもらつたり、結論を出してもらつたりしている会合ではない。むしろ、いろいろな角度から單に話し合つているだけである。しかし、最小限度、そういうふうに懇話会の委員諸君と話を来て、懇談をして、意思を通じておくことが労働行政上プラスになるという見解だけははつきりしておる。いいですか。最小限度ですよ。と同時に、その懇話会については、年間予算額七十万円、会合のたびに座長には千五百円、他の委員には千二百円ずつ支給しておる。まあ出しておるということになるかもしらぬ。こういうことで、常設機関として労働省内に設けられている機関を、あなたは行政機関の附属性機関なりという見解に立たれませんか。单なるこれは労働大臣個人の持ちものであつて、行政機関全体の

かかわり知らぬところだ。しかも、それがどういう行政機関の組織全体に対して責任を持たなければならない行政管理庁の立場で、これは私のほうでは知らないと言えますか。

○政府委員(山口一夫君) 行政管理庁といたしましては、その種の懇談会、調査会、第八条機関にまぎらわしいものは適当でないという見解を終始持つております。したがって、その線に沿つて各省庁が運営をされておるものというふうに一応了解をいたしておりますが、したがつて、この労働問題懇話会につきましても、第八条機関でないものであるから、単なる会合としての形態にふさわしい運用をされるものといたしますが、私どもは考えておりますが、ただ、実態につきましては、たゞいま御指摘ございましたが、なにおどものほうで調査をいたしました上で御答弁いたしたいと思います。

○千葉信君 あなたは行政管理庁の管理局長ですよ。行政管理庁での問題を所管しているのは管理局でしょう。あなたはそこの長官でしょう。その長官が、これから調べるということじやなくて、調べることも必要だが、今私の中申し上げた内容の、私は附屬機関だと思うのですが、附屬機関にまぎらわしいこの事実を述べて、これに対してもあなたはどういう見解だということを聞いているのですから、あなたの見解を正面に述べなさいよ。何もそんなへっぽり腰でやっちゃんかいがぬし、あなたはいつもそんなへっぽり腰だから各省庁になめられて、前にこんなに国会などで行政管理庁が大恥をさらすようなら格好で、行政機関を三十幾つかつぶしてしまわなければならぬ醜態を演

は、また各省庁の勝手気ままな群雄拠を許して、取り締まりの通牒も全然やれない。それじゃいかぬから、あつたたちに法律上この権限を与えたのです。今のはっきりわかったことだけにとつて、あなたはそれではどうかとう見解だけでもそこで述べなさい。  
ることは大いにけつこうです。あとで調べなさい。しかし、今の私が申し上げた懇談会の組織の範囲なり、ものはその運営の仕方なり、もしくは形式上の、たとえば日当がなんかを支払っている事実、予算の組まれていこういう事実、これに対してもあなたは第八条に該当するものという見解をしておられるのか、それとも該当しないという見解をとるのかですね。その見解ぐら、はあなたそこで言えるでしよう。

○政府委員(山口一夫君) 私のたゞいま理解する限りにおきましては、労働問題懇談会は、第八条の機関でない、いうふうに了解いたします。ただ、第八条の機関でない以上は、第八条の機関でない形態にふさわしく運用をしてもらうことが必要でございまして、助金の支出につきましては、必要がありますれば謝金の支出はいいと思いまが、これが定期的なあるいは不定期なものでありますから、もしそういう運用の方法で懇談会を行なわれておるならば、これは適当でないと思っておりまます。さらに、私のほうで、かねがねこの種懇談会につきましては、八条機関との混淆を避けるようにという注意を

各省に喚起しております。その線に沿いまして、労働省がその線にはずれるような運営の方針をしておられますならば、その点につきましては、重ねて私のほうから労働省に注意を喚起いたしたいと思っております。

○千葉信君 あなたの主務官庁の、しか設けられた趣旨も知らなければ内容も理解しておられないようです。国家行政組織法が設けられたのは、行政の権限と範囲とを明確にして、そこで一切の責任を持つてもらい、それ以外の妙なものを致してきて、それに行政でタチをさせたり、ないしは容喙させたりするようなことが起ると、またかつてのような行政の誤りを犯すから、したがって、そういう意味で、非常に厳格に行政の基準をきめ、最後には附属機関に至るまで法律で明定しろといふことを國家行政組織法は規定しているのです。それをあなた、単におれはこれは抵触しないものを見るのだから、という言葉をほつと投げて、それであなたの国会の論議が終わると思ったら、とんでもない話です。そういう、明確に権限と責任とを持つた行政機関の系統的な連絡の上に立って行政の執行をしろという国家行政組織法の要請に基づいて、その結果、しまいには、地方機関に設けられる医療施設の果てから、あるいは調査機関、調査所とかいろいろな附属機関に至るまで、法律できめると規定しているのが第八条なんです。その中に附属機関の性格として、各種審議会ないしは協議会、ないしは調査会等を含めて法律で規定していることには、どうい

う形ででも行政機関がその行政を執行するための方針ですね、もしくは利便ですね、あるいはその考え方をきめる根本的なものが国家行政組織法の根本の趣旨ではないかもしれませんか。あなたのようなお考までいったら、あなたのような答弁でいいたら、この分に関する限りは国家行政組織法の根本の考え方とはくずれてしまます。あなたの前任者、管理局長も、あなたと同じような答弁をしばしばされました。しかし、論議をして、論議の結果、とうとうかつての閣議決定の懇談会は一切取りやめ、省令で決定したものも當時全部取りやめました。四十に近い各種懇談会、審議会、委員会等が全部廃止になつたのです。ひとり残っているのは、この労働問題懇談会と、もう一つは総理の労働問題懇談会と、どちらかの懇談会と申しますか、ひとつは附屬機関としての意思を決定するとか、あるいは大臣に対し請問に応じて答申するとかいうような形態のものであります。暴力犯罪防止対策懇談会を申しますが、この懇談会は、私の解しますところでは、單に学識経験者その他労使の労働問題に関するそれぞれの関係の懇談会だけは、閣議の決定で廃止したとも何ともその点は明確になっておりません。その暴力犯罪対策懇談会は明確に廃止したが、この暴力犯罪防止対策懇談会だけは、閣議の決定で廃止したと

う思うという答弁だけに終始しておる。こう思うという答弁だけではなく、なぜこう思うのか、根拠をはつきり示さないと、これは国会の質疑応答にならないと思うのです。私の納得するに足りるようだ、あなたの第八条に抵触しないといふ予算を組んでいようと、たとえ賃金を支払っていようと、たとえ労働行政にプラスにならうとなるまいと、この第八条に関連はありません。あなたたちはつきり理由を言つても、あなたたちはつきり理由を言つても、国会は通らぬ。

○政府委員(山口一夫君) この労働問題懇談会が一つの機関懇談会として、懇談会と申しますか、ひとつは附屬機関としての意思を決定するとか、あるいは大臣に対し請問に応じて答申するとかいうような形態のものであります。暴力犯罪の第八条の機関として扱かうべきものでござりますれば、当然法律の第八条の機関として扱かうべきものでござります。この懇談会は、私の解しますところでは、單に学識経験者その他労使の労働問題に関するそれぞれの関係の懇談会だけは、閣議の決定で廃止したところがお集まりになって、その場で話し合いをしてその場で終わる。その会合の結果が懇談会としての一つの結論に達して、懇談会の意思としてこういうになつてないけれども、そのとき以後にその懇談会は一回も開かれていない。事実上消滅しておるのである。残つておるのは、この労働省の労働問題懇談会という名前でここに並べておる。

○千葉信君 これは私は脱法行為だと思う。こんなものは行政管理庁で、国会で問題にならぬといふ前に、行政管理庁で始末をつけるべき筋合いのものだ。しかも、その行政管理庁が、国会で論議されておるの

○千葉信君 あなたの首をはねなければいけないかぬと思います。しかし、その場合は、この内容は法律上、機関ではなく、単なる会合であつて、労働大臣がそのつど何人かの有識者の話を聞かれる程度のものと解釈いたしております。

○千葉信君 あなたの首をはねなければいけないかぬと思います。それが、これを機関といふに解釈することはできないと思います。

○政府委員(山口一夫君) 大臣が集まつて意見を聞かれる組織であります。これが、これを機関といふに解釈するには、常時置かれて、その賃金がある人は報酬が何か知らぬけれども、給付し、こにも国家公務員法に違反する事実が出てきた。そういう機関をあなたたちは、行政管理局長の答弁が、あなたとお会いになるのが、たまたま三十人なり四十人なりが一度に一ヵ所に集められて、したがって、一人々々大臣が人にばかりか集まつて話を聞く限りわれわれの知ったことではないと言われます。これが、機関ですよ、これは。国家行政組織法では、これを機関と言ふのです。

○千葉信君 常置されている機関です。三十人何人という委員の数もはつきりしているのですよ。それをばかばか集まつて話を聞く限りわれわれの知ったことではないと言われます。大恥かいた、行政管理庁その他。あなたが今そういう答弁をここまで執拗にしようとしていることは、私



第一四八六号 昭和三十八年二月二十一日受理

傷病者の増加恩給等是正に関する請願

請願者 東京都台東区車坂町九

四財團法人東京都傷病

軍人会長 馬場轍

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三一〇号 昭和三十八年二月二十二日受理

金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大和田町

一ノ一、三〇五 近藤

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一三六七号 昭和三十八年二月二十三日受理

金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願

請願者 埼玉県浦和市前地町二

ノ四六 渡辺金造外八

十名 紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一三一四号 昭和三十八年二月二十二日受理

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 青森市大字新町一四三

青森新町郵便局内 工

第一三一五号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 岩手県久慈市侍浜町字

本町七ノ六五ノ二侍浜

郵便局内 久慈榮一

紹介議員 占部 秀勇君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三一六号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 秋田県大館市上袋 鈴木

木剛一

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三一三号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 秋田県横手市古川町一

八 妹尾清外二十五名

紹介議員 鈴木 謙君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三一七号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡大東町

猿沢字町方一三猿沢郵便局内

小野寺和助

紹介議員 大河原 一次君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三一八号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 石川県金沢市弥生町ホ

一四六 北本与一

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三一九号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三二二号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 石川県金沢市立瀬見小学校分会内 小松芳子外

字内日角 中村弘

紹介議員 北村 譲君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三二四号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

手当及び薪炭手当の支給に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町立

町二五 細見岩男外二

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一三三五号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫県朝来郡生野町柄原

原柄原小学校内 古田 英男外八名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三三六号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市小島九

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三三七号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田県鹿角郡十和田町

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三三八号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県村山市大字土生

紹介議員 田袖崎郵便局内 平山

公樹外六名

十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県東置賜郡赤湯町

長須藤直一郎外二名

十二日受理

第一三四四号 昭和三十八年二月二十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田県能代市仁井田

紹介議員 鈴木 強君

浅野宗助

十二日受理

第一三四五号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市小島九

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三四六号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 秋田県鹿角郡十和田町

紹介議員 鈴木 錠君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 山形県金沢市泉野町三

ノ五五 鍛治秀雄外一名

十二日受理

第一三四七号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 長野県松本市中上東二

紹介議員 九九 成田重太

十二日受理

第一三四八号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 浅野宗助

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三四九号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 吉田 長沢不二男外二

紹介議員 鈴木 錠君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三五〇号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 百十五名

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 山本伊三郎君

十二日受理

第一三五一号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 九九 成田重太

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三五一号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 浅野宗助

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三五四号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 宇出津 優名英一郎

十二日受理

第一三四五号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 石川県鳳至郡能都町字出津イ字二ノ三 棚木 成則外一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三五二号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 吉田 長沢不二男外二

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三五三号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 外一名

紹介議員 千厩字町二七千厩町使

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 上町立月橋小学校内 田村幸宥外六名

十二日受理

第一三五六号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 北畠 教真君

紹介議員 千厩字町二七千厩町使

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三五七号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 千厩字町二七千厩町使

紹介議員 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三五八号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 田村幸宥外六名

紹介議員 千厩字町二七千厩町使

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 井畑郵便局内 赤井畑 正統

十二日受理

第一三五九号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 高橋成太郎君

紹介議員 宮城県桃生郡矢本町赤井畑

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三六〇号 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 潘 青柳信勝外十四名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三六一號 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 第二三五号

紹介議員 上町立月橋小学校内

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 田村幸宥外六名

十二日受理

第一三六二號 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 北畠 教真君

紹介議員 千厩字町二七千厩町使

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三六三號 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 第二三五号

紹介議員 田村幸宥外六名

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

第一三六四號 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 第二三五号

紹介議員 千厩字町二七千厩町使

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 井畑郵便局内 赤井畑 正統

十二日受理

第一三六五號 昭和三十八年二月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願

請願者 高橋成太郎君

紹介議員 宮城県桃生郡矢本町赤井畑

この請願の趣旨は、第一一二八号と同じである。

十二日受理

請願者 岩手県二戸郡安代町字打田四 石井孝質外三 十名	この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。
紹介議員 谷村 貞治君 十三日受理	第一二六二号 昭和三十八年一月二 十三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第一条第一項改正に関する請願	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第一条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 福島県平市童子町四ノ 一七 大和田乗 紹介議員 松平 勇雄君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。	請願者 山形県東村山郡山辺町 吉外一名 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。
第一三六三号 昭和三十八年一月二 十三日受理	第一三六九号 昭和三十八年一月二 十五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 富山県冰見市議会議長 伯水正英 紹介議員 櫻井 志郎君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。	請願者 宮城県遠田郡涌谷町 吉田知義外六百十六名 紹介議員 高橋進太郎君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。
第一三六四号 昭和三十八年一月二 十三日受理	第一三七〇号 昭和三十八年一月二 十五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第一条第一項改正に関する請願	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第一条第一項改正に関する請願(三通)
請願者 岩手県西磐井郡花泉町 局内 佐藤次郎外二名 紹介議員 占部 秀男君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。	請願者 岩手県岩手郡西根町平 鉄成 紹介議員 大河原一次君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。
第一三七一号 昭和三十八年一月二 十五日受理	第一三七二号 昭和三十八年一月二 十五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第一条第一項改正に関する請願	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市百合地 外二十一名 紹介議員 岡崎 真一君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。	請願者 山形県東村山郡山辺町 吉外一名 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。
第一三七三号 昭和三十八年一月二 十五日受理	第一三七三号 昭和三十八年一月二 十五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願
請願者 生 青山秀芳 紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。	請願者 石川県能美郡寺井町栗 紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。
第一三七四号 昭和三十八年一月二 十五日受理	第一三七五号 昭和三十八年一月二 十五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第一条第一項改正に関する請願	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願
請願者 石川県能美郡寺井町字 牛島 平野外喜平 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。	請願者 宮城県遠田郡小牛田町中 町四 横川健外一名 紹介議員 久保 等君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。
第一三七六号 昭和三十八年一月二 十五日受理	第一三七七号 昭和三十八年一月二 十五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願
請願者 石川県能美郡寺井町字 牛島 平野外喜平 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。	請願者 宮城県遠田郡小牛田町中 町四 横川健外一名 紹介議員 中野 文門君 この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。





この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四八〇号 昭和三十八年二月一  
十七日受理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

請願者 宮崎市神宮町六一七宮

崎県退職公務員連盟

内 鹿島透外六千二百五十四名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三三〇号 昭和三十八年二月二  
十一日受理

軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(五通)

請願者 山形県村山市大字河島乙一〇四 柴田平外九百九十九名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三六六号 昭和三十八年二月二  
十三日受理

軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤町九ノ一九七 藤井きやう

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四五一号 昭和三十八年二月二  
十六日受理

元南満州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 千葉県船橋市三山町五

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願(三通)

請願者 山形市大字中核田一、二四八 鏡正雄外四百七名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四四七号 昭和三十八年二月二  
十七日受理

軍人恩給受給者の待遇改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市大谷場一、六五五 坂井登茂江

紹介議員 追水 久常君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四八七号 昭和三十八年二月二  
十八日受理

元南満州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

(二通)

請願者 東京都中野区打越町四三 福田稔外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一四八八号 昭和三十八年二月二  
十八日受理

元南満州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

(三通)

請願者 名古屋市中区月見町二一 江口三郎外二名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一四四三号 昭和三十八年二月二  
十七日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する請願

請願者 一二ノ一 上田博

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一四四〇号 昭和三十八年二月二  
十六日受理

元南満州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 三重県松阪市中方一、三八〇 竹口弘

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一四四〇号 昭和三十八年二月二  
十七日受理

元南満州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

(二通)

請願者 三重県松阪市中方一、三八〇 竹口弘

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一四八七号 昭和三十八年二月二  
十八日受理

元南満州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

(二通)

請願者 東京都中野区打越町四三 福田稔外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一四八八号 昭和三十八年二月二  
十八日受理

元南満州鉄道株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

(三通)

請願者 名古屋市中区月見町二一 江口三郎外二名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第一四四三号 昭和三十八年二月二  
十七日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する請願

請願者 一二ノ一 上田博

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

請願者 宮城県石巻市門脇字西村境四ノ一宮城県石巻商業高等学校内 山本進

紹介議員 村松 久義君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。